

学校法人就実学園公益通報に関する規程

制定 平成23年 5月 1日

改正 平成31年 4月 1日

令和 3年 4月 1日

令和 8年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）の施行に伴い、学校法人就実学園（以下「学園」という。）における公益通報に関する制度を設けることにより、法令違反行為に対して学園がとるべき措置を整備し、もって学園の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 学園と雇用関係にある職員、学園に派遣されている派遣労働者、委託契約その他の契約に基づき学園においてその業務に従事する取引先の労働者（通報の日前1年以内に職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）及び役員
- (2) 学生等 学園が設置する設置校に在籍する学生、生徒及び児童
- (3) 法令違反行為 法令若しくは学園の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為
- (4) 公益通報 職員等又は学生等が、法令違反行為を、第5条に定める窓口又は当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関等に通報し、又は相談すること

(適用規程)

第3条 次の各号に掲げる申出及び通報には、それぞれ当該各号に定める規程を適用する。

- (1) ハラスメントの申出 ハラスメントの防止等に関する規程及びハラスメント相談員対応ガイドライン
- (2) 公的研究費に係る通報 公的研究費等の管理・監査規程及び就実大学・就実大学大学院における公的研究費の使用に関する行動規範
- (3) 研究活動上の不正行為の通報 研究活動における不正行為の防止等に関する規程

(通報者)

第4条 公益通報を行うものができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 職員等
- (2) 学生等

(公益通報窓口)

第5条 学園は、公益通報に対応するため、法人監査室に公益通報窓口を設置する。

(公益通報の方法)

第6条 公益通報は、電子メール、電話、FAX、手紙又は面談の方法によって行う。

2 前項の通報は、別に定める様式により受け付ける。

3 匿名通報に対しては、通報に係る事実があると信じるに足りる相当な根拠がある場合は受け付けることとする。

(禁止事項)

第7条 通報者は、次の各号に該当する目的で通報を行ってはならない。

- (1) 自らが不正の利益を得る目的
- (2) 他人を誹謗中傷する目的
- (3) 被通報者との間の個人的争いを解決する目的

(4) 人事上の処遇の不満を解決する目的

(5) その他第1条の趣旨に反する目的

(公益通報への対応)

第8条 公益通報窓口において通報を受けたときは、法人監査室長は公益通報事案に該当するかの確認を行った上で、理事長及び監事にその内容（通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を報告する。ただし、通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(調査の開始・通知)

第9条 理事長は、通報された法令違反行為に係る事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行い、実施する必要があると判断した場合は法人監査室長に調査の開始を指示する。

2 理事長は、調査に当たって高度の専門性を要すると判断した場合は、顧問弁護士等の専門家に意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。

3 法人監査室長は、当該通報者に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、匿名による通報等の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第10条 法人監査室長は、法令違反行為として通報された事実について、通報者、通報対象者、調査対象部門の責任者及び調査対象者から事情聴取を行うとともに、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行うことができる。

2 前項の調査を受ける者のうち職員等は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

3 法人監査室長は、調査に当たって、必要に応じ調査担当者を指名することができる。

4 法人監査室長及び調査担当者は、調査の実施のために必要と認めるときは、理事長の許可を得て、理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

(理事長が被通報者となる場合)

第11条 理事長が被通報者となる場合には、理事会があらかじめ指名する理事が本規程に定める理事長の職務を行う。

(利益相反関係の排除)

第12条 調査に関わる者及び法令違反行為を通報された者は、自らが関係する公益通報事案の処理に関与してはならない。

(遵守事項)

第13条 法人監査室長及び調査担当者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと

(2) 調査を受ける者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと

(3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること

(4) 公益通報を行った職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること

(5) 職務上知り得た事実及び通報者を特定させる情報を、正当な理由なくほかに漏らさないこと

2 法人監査室長及び調査担当者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告等)

第14条 法人監査室長は、公益通報を受けたときは、その旨及びその内容（ただし、公益通報を行った職員等本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を理事長及び監事に報告しなければならない。

2 法人監査室長は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、法令違反行為の存在が確認されたときは、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

4 法人監査室長は、前項の措置が講じられたときは、当該通報者に対し措置の内容を、又法令違反行為が確認されないときは、当該通報者に対しその旨を、遅滞なく通知するよう努めなければならない。

（懲戒処分等）

第15条 理事長は、法令違反行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、学園の就業規則に基づき、懲戒処分等を行う。

（不利益取扱いの禁止）

第16条 学園は、職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該職員等に対し、解雇、労働派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的をもって公益通報を行った場合は、この限りではない。

2 学生等が公益通報を行ったことを理由として、当該学生等に対し、懲戒、成績評価等その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

3 職員等は、他の職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該職員等に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

（軽減措置）

第17条 法令違反行為に関与していた職員等が、法人監査室長がその調査を開始する前に自ら公益通報を行ったときは、当該職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

（関係法令の適用）

第18条 学園における公益通報の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令に定めるところによる。

（改廃）

第19条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

第2条、第5条、第6条、第7条、第8条及び第10条の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 学校法人就実学園公益通報等に関する規程は、題名を学校法人就実学園公益通報に関する規程に変更する。